

平成28年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第4日）			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長 江 崎 文 男	
	ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財 政 課 長 高 島 浩 介	
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘	
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成28年9月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	4番 碓 勝 征	1. 財政健全化の状況は 2. ふるさと納税の活用について 3. 町職員OB会の存在は 4. 地方創生について 5. 公園管理について

日程第2 議案審議

議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例

日程第3 議案第36号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第37号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第38号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第39号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第40号 平成28年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第41号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第42号 平成27年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第43号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第44号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第45号 平成27年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第46号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第47号 上峰町教育委員会委員の選任について

日程第15 議案第48号 上峰町教育委員会委員の選任について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第 1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4 番碓勝征議員お願いいたします。

○4 番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4 番碓勝征でございます。通告順に従いまして、一般質問をしたいと思っております。

まず、1 番目に財政健全化の状況はということで、現在の起債状況、残高が幾らあるのかお伺いしたい。非常に行政運営が困難な状態から、現在、可能な状態になってきたように思われます。そういうことで、資料に基づいて説明をいただき、質問していきたいと思っております。

要旨の 2 は、将来負担比率ということでございます。これにつきましても、資料を説明いただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税の活用についてということでございます。

これにつきましては、町長のほうからの報告なり、同僚議員のやりとりの中で、27年度は 21 億円から 9 万 6,000 件ということで、大きな納税が行われているようでございます。寄附者の方の、要するに希望と申しますか、された中身についての充当ぐあいということをお伺いしたいと思います。

それから、要旨の 2 の保育料の徴収基準はと、それから、保育料の減免措置ということで、これにつきましても、この納税を活用できないかというふうなこと等でお伺いしていきたいと思っております。

要旨の 3、町道下津毛三田川線、いわゆる変則 5 差路の関係でございますけれども、これにつきましても、5 年の歳月が過ぎていっているわけでございますけれども、ここら付近の進捗を聞きながら、早期の取り扱いができないものかどうか、納税の活用をしながら、部分的にでもできないものかと思っております。そこら付近をお尋ねしてまいりたいと思っております。

次に、3 番目の町職員 OB 会の件でございますけれども、これにつきましては、総務課長のほうで、この OB 会の存在についての認識ぐあいと申しますか、そこら付近をお尋ねしながら質問してまいりたいと思っております。

次に、地方創生関係でございますけれども、これにつきましては、いろいろ同僚議員のほ

うから、かなりの方からの質問等々がございました。私は、この加速化交付金、いわゆる繰越事業でございますけれども、魅力発信なり、もうかる農業の中身、メイン項目と申しますか、そこら付近等をお伺いしていきたい。もちろん、資料の説明もいただきたいと思っております。

次に、公園管理ということでございますけれども、町内にはかなりの数の公園の存在がございます。その中での維持管理等につきましてのことを、ちょっとお伺いをしてまいりたいと思っておりますので、まずは資料の説明等々をいただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、質問事項1、財政健全化の状況はにつきまして、要旨1、起債（借金）の残高は幾らあるのかにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、確議員の質問事項1、財政健全化の状況は、質問要旨1、起債（借金）の残高は幾らあるかとの御質問にお答えをいたします。

お手元のほうに資料をお配りしておるかと思いますが、確議員9月定例議会一般質問資料（平成19年度から平成28年度起債残高）、こちらのほうの御準備をお願いいたします。

10年間の起債の残高ということでございますが、現在、償還のほうも続けております一般会計、農業集落排水特別会計、こちらの起債残高について御説明をさせていただきます。

下から2段目の色つきの行になっておりますが、起債残高の合計、一般会計プラス農集特会、こちらのほうを読み上げまして、説明させていただきます。

この合計につきましては、年度末の未償還元金及び未償還利子の合計ということになっておりまして、資料中の数字の単位は1,000千円となっております。

また、28年度につきましては、年度中に繰り上げ償還、借りかえ等が発生しますと変動をいたしますので、見込みということで表記をいたしております。

それでは、資料左のほうより、平成19年度、合計になりますが、12,167,000千円、平成20年度11,694,000千円、平成21年度11,449,000千円、平成22年度11,241,000千円、平成23年度10,753,000千円、平成24年度10,240,000千円、平成25年度9,644,000千円、平成26年度9,465,000千円、平成27年度8,966,000千円、平成28年度見込み8,445,000千円ということで、直近10年間の起債残高のほうのピークは平成19年度でありました。その中で、現在徐々に返済を行っているという状況でございます。

起債残高のピークであります平成19年度末と、直近の平成28年度末見込み、こちらの起債残高の合計の比較としましては、一般会計でマイナスの1,908,000千円、農業集落排水特別会計、こちらのほうでマイナス1,814,000千円となっております。平成19年度以降、合計で3,722,000千円、年平均にいたしますと、元利合計約413,000千円ということで償還をしてきておる次第でございます。

現在、一般会計におきましては、臨時財政対策債、こちらのほかは新規事業等の起債を行っておりません。そういうことで、起債残高については、年々順調に減少をしていくものと思っております。

以上で答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

ただいま財政課長のほうから御説明をいただきました。私は、チェック機関、議会議員として経緯、経過を見てまいりました。公共事業への先行投資のツケと申しますか、もちろん平成元年、63年元年より見てみますと、先行投資の中身でございますけれども、下水道事業につきましてが94億円、町民センターが16億円、老人福祉センターが5億円、中央公園が1,245,000千円、町営団地10億円ということで、130億円を超える先行投資のツケがあったということが言えるんじゃないかなろうかというふうに思います。

20年の3月時点で、課長のほうからもありましたけれども、19年時点で116億円ですかね、さらに、それをもう1つ、私、17年度のやつを前の資料からちょっと参考に引き出したわけでございますけれども、この時点では、132億円ということの数字がございます。この中には、もちろん工業用地特会、堀川産業ですね、いわゆる迷惑施設がございました。あれの時点の当時の執行部のほうで御努力をいただいて、この迷惑施設の折衝をし、撤退していただいたというような実績がございます。

もちろん、大字堤なり井手口等々、近辺の地域に対して、この迷惑施設は、皆様まだ記憶に残っておられると思います。ばい煙や水路への油流出等々で近隣住民への公害をまき散らした車両解体業者ということがございました。当時の執行部の御努力をいただいて、3億円という大きな金額で撤退いただいたという流れがございます。このときの工業用地取得造成債、国からの借り入れだと思えます。310,000千円ということで、これも大きな借入残があったということで、この流れを今、申し上げましたけれども、町債の返済のピークが11億円から、22年度には償還しなければならないという経緯があったようでございます。

さらに、2011年の3月には、270,000千円の償還の期限があったと、いわゆる工業用地の関連が大きな要因があったかと思えます。その関係で、予算編成についても、武廣町長は非常に苦慮されたというふうにお伺いしておりますし、そういう実績がございます。

そういう中で、第三セクター債ということでの活用をしていただき、これについても国はストップと、その土地の付加価値と申しますか、そういう面もあって、企業誘致等々での売買を見込んだところでの借り入れでございましたけれども、この土地についてもなかなか売れない、売れていなかったということで、5年償還が過ぎていった。さらに、6年目には地元の金融機関のほうから借り入れをされて、今、申しました2011年の3月の償還時期があったということの現実がございます。そういう流れの中で、この起債の関係につきましては、非常に大きな存在があったんじゃないかなろうかというふうに思われます。行政として、人件費

の抑制なり、事業費の過度なインフラ整備等々も抑制をしてまいられたようでございます。

そういう中で、平成24年12月に制定されました、いわゆる財政健全化条例、これも功を奏しているんじゃないかなというふうに思われます。これにつきましては、起債の条件を明文化するなり、過度なインフラ整備を抑制するなり、将来に負担を残さないという目的で、この財政健全化条例が制定されてきた流れがあるようでございます。

結果、先ほど課長のほうから話があったように、私の試算では17年から27年度までで見ますと、42億円の町債の減少という結果が出ておるようでございます。こういう流れを見ながら、今後さらにどういう点をチェックされて行政運営されていくのか、そこら付近を町のほうからいただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

条例の制定が一番大切だと思っております。首長の責務で、当該年度に発行する起債額が返済額を上回らないようにするというような条例でございまして、首長の責務をうたうものだというふうに理解しております。

今後も、この条例を堅持していくことが、将来にわたっての持続可能性を高めていくということにつながっていくものというふうに理解をしているところです。

○4番（碓 勝征君）

もちろんこれからも事業がいろいろ出てくるかと思えますけれども、極力、起債発行については十分確認をしながら取り組んでいただきたいと思えます。

事業等々につきましては、防衛省の関連の事業なり、国、県の補助等々を活用していただきながら取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

要旨2、将来負担比率はにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

碓議員の質問要旨2、将来負担比率はとの御質問にお答えをいたします。

将来負担比率につきましては、今議会の諸般の報告、こちらのほうで、平成27年度の比率につきましては御説明をさせていただいたところでございます。

御質問につきましては、10年分の資料ということですので、そちらに基づいてお答えをしたいと思えます。

それでは、お手元の碓議員9月定例議会一般質問資料、将来負担比率推移、こちらの資料をごらんいただきたいと思えます。

資料要求のほうは10年分ということでしたが、将来負担比率につきましては、平成19年地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴いまして公表を義務づけられた

ために、平成18年度以前の数字は算定のほうがされておりません。したがって、平成19年度から平成27年度までの9年間の資料のほうで御了承いただきたいと思っております。

本町の比率につきましては、資料の左側に記載をしておりますが、算定が始まりました平成19年度がピークとなっております、県内ワーストの211%、それ以降、平成20年度191.4%、平成21年度155.4%、平成22年度141.6%、平成23年度113.9%、平成24年度80.6%、平成25年度61.2%、平成26年度37.2%と、右側のグラフが示しておりますとおり、順調に下がってきておる状況でございます。

平成27年度につきましては、先般の諸般の報告どおり、ふるさと納税の効果によりまして、ふるさと寄附金基金、こちらのほうが将来負担額より控除可能ということで、算出基礎となります将来負担額のほうがマイナスになっておりまして、該当しないという算定結果になっております。表示としては、ハイフンのほうで表示をさせていただいております。

以上で答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

基金の流れということでございまして、ただいま課長のほうから説明がございました。これにつきましても、ピーク時は211%ということで、非常に高い率でございましたけれども、それぞれ財政健全化条例等々の効果もございましたでしょうし、先ほどの起債の関係との関連もございまして、行政が今後、基金等々で返還をしていくということ、いわゆる起債残高なり、固定経費、義務的な経費等々の支払いをしていくということ等の比較の中で、先日報道された中で、下回ると、いわゆる財源がプラスになったということで、そういう義務的な固定的な経費等々を上回るような財源が確保できたということで、これにつきましても、人件費の抑制なり、事業費の抑制なり等々の成果が出ているんじゃないかなろうかというふうには思われます。

そういうことで、今回のふるさと納税の効果も非常にあったかと思われまますけれども、今後につきましても、この町政の開示等につきましては、しっかりと事業遂行なり、町政運営を、町民のためにしっかりと行政運営をしていただきたいということで、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんでしょうか。（「要らないです」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、次に進みます。

質問事項2、ふるさと納税の活用について、要旨の1、寄附者の使途希望の充当割合はにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項の2、ふるさと納税の活用について、要旨1、寄附者の使途希望の充当割合はにつきまして、答弁をいたしたいと思っております。

お配りしております資料、ふるさと納税寄附金の使途希望と充当の状況という資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、使途希望の状況についてまとめております。お示しをしておりますのは、使途のメニューですけれども、たくさんメニューがあるように見えますが、一部、年度末にメニューの組み替えを行った関係で、28年度のメニューが27年度に入ったりとか、27年度のメニューが28年度に入ったりとかしておりますが、数字の大きいものから4つがメニューというふうに理解いただいて、大きく4つのメニューを各年度で設けているというふうに見ていただければと思います。

まず、27年度でございますけれども、1番目、学童教育振興のための事業につきまして、払込済み数、こちらの割合が32.5%でございます。それから、2番目、高齢者の生活を支援するための事業、こちらが10.5%、3番、自然環境並びに地域環境の保全及び活用のための事業が18.4%、4番、町長おまかせ、こちらが38.6%となっております。

続きまして、平成28年度でございますけれども、下から4つが28年度に設定しているメニューですけれども、1番、ひかり輝くひとづくりプロジェクト、こちらが19.9%、2番、ずっと住みたいまちづくりプロジェクト20.7%、3番、宝を磨き活かすしごとづくりプロジェクト6.9%、それから、町長おまかせのほうが51.8%と、こういう使途希望の割合となっております。

続きまして、2ページ目のほうですけれども、寄附金の充当の状況をお示ししております。

寄附金を充当している事業はたくさんございますけれども、予算額、決算額が大きいものから順に主な事業としてお示ししております、これを大きく4つの事業に区分をいたしまして、それぞれ幾ら充当したかをお示ししております。

まず、27年度でございますけれども、まちづくり事業、こちらが主な事業でございますが、防災行政無線施設整備、それから、塵芥収集業務委託、予防接種委託、こういった事業に対しまして128,110千円、充当割合といたしまして26.1%、充当をしております。

それから、2番目のひとづくり事業、主な事業といたしましては、学校給食再開業務委託、それから、保育所運営費、こういったものに対しまして205,846千円、割合としては41.9%の充当をしております。

それから、3番目、しごとづくり事業、歴史公園の維持管理等々でございますけれども、これに対しまして8,299千円、1.7%の充当割合となっております。

それから、4番、町長おまかせでございますが、公共施設の整備基金、それから、町道の補修工事、こういった事業に対しまして148,506千円、充当割合といたしまして30.3%となっております。

続きまして、平成28年度でございますが、こちらのほうが、まず1番、まちづくり事業、防災行政無線施設整備、塵芥収集業務委託、予防接種委託、こうした事業に対しまして、予

算ベースでございますが168,799千円、充当割合といたしまして29%の充当をしております。

それから、2番目、ひとつづくり事業、学校給食調理業務委託、認定こども園施設整備、こうした事業に対しまして214,307千円、36.7%の充当となっております。

3番目のしごとづくり事業、行政情報発信環境保守委託、それから、タウンプロモーション業務委託、こうした地方創生関係の事業でございますけれども、71,601千円、充当割合といたしまして12.3%の充当をしております。

それから、4番目の町長おまかせ、公共施設整備基金、町道補修工事、こうした事業に対しまして128,150千円、22.0%の割合で充当をいたしております。

私からは以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

まち・ひと・しごと創生室長のほうから御説明をいただきました。27年度の寄附額ということで、先ほど申し上げましたとおり、2,136,170千円、件数が9万6,216件ということでございます。返礼等で1,281,700千円、残が854,460千円、充当額として490,760千円、残が363,700千円になるかと思えます。

28年度につきましても、現時点で779,980千円ですかね、4万5,981件ということでございまして、この中身が返礼等に467,980千円、残が312,000千円、充当が582,850千円、残が270,850千円というふうになるかと思われまます。

先ほど室長のほうから申されましたけれども、この資料の中で28年度の関係で、1番から4番までと、それから、さらに、ひかり輝くから、4番ですかね、これの振り分けといいいますか、パーセンテージには、この8項目が全部入っておるようでございます。いわゆる、上の4つと下の4つの振り分けといいいますか、この辺がちょっとよく見えないもんですから、もう少しこの内訳をお話しいただきたいというふうに思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどお尋ねの件は、平成28年度の使途希望のメニューの整理のところということでよろしかったでしょうか。それとも、どういった考え方で寄附金を充当しているか、ちょっとそこが、よくわからなかったもので、済みません。

○4番（碓 勝征君）

ふるさと納税寄附金の使途希望と充当の状況のページの中の28年度部分が、1から4、1から4ということで、8項目ございますけれども、右の払い込みのパーセンテージを見ますと、それぞれのパーセンテージがこの8項目合計されてあるもんですから、この上の4項目と下の4項目は、上の4つのほうの振り分けじゃないかなというふうにも思われますけれども、これは別々の使用目的ということでの振り分けなのか、この辺が。

例えば、ひかり輝くひとつづくりプロジェクトの19.9%、これについては、上の4項目の中のいずれかの部分が入っているのかどうか、ちょっとその辺の振り分けがよく見えないもん

ですから。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私の説明が不十分だったかと思いますが、年度がわりのときに、メニューの組み替えを行いまして、平成27年度は上にお示しをしていますとおり、4つのメニューで寄附を受け付けましたけれども、年度の切りかえの時期に総合戦略の4つの柱に従ってメニューの組み替えを行いました。その4つのメニューと申しますのが、平成28年度の用途名のところで、下から4つのメニューとなります。1番のひかり輝くひとづくりプロジェクト、2番のずっと住みたいまちづくりプロジェクト、3番の宝を磨き活かすしごとづくりプロジェクト、それから、町長おまかせ、この4つのメニューを28年度のメニューとして設定をいたしましたけれども、ちょっと年度の切りかえの時期に、実際寄附金を受け付けるときに、前年度のメニューで受け付けた部分とか、あるいは翌年度のメニューで前年度受け付けた分とかちょっとありまして、ですから、28年度で申しますと、上から4つというのは、27年度分というふうに御理解いただければ結構ですので、28年度分というのは、下から4つのメニューを設定しているというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、ふるさと納税額の充当と申しますか、寄附者の希望等々に応えていただくというのが主でございましょうけれども、もちろん、総括的に町長おまかせというメニューもございしますので、それはそれとして取り組んでいただきたい。

1つお伺いしたいのは、この用途目的について、結果として、寄附者のほうにお知らせと申しますか、成果の結果、成果品として寄附者の方につきましては、こういうことに充当したというふうな事後の連絡と申しますか、そういうお知らせ等の計画と申しますか、そういう用意はされているかどうか、お伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

寄附金の用途について、寄附者の方へどういうふうにお知らせをしているかというお尋ねだったと思います。

1つは、寄附の受付サイトのほうに寄附金の用途について項目を設けて、そこでどういうものに使っているかというお知らせをしております。

それから、昨年度も予算をお願いして実施をしておりますが、今年度もこの今議会で補正をお願いしておりますが、年賀状を寄附者の方に出そうと思っております、年賀状の中で、こういったものを使って大変感謝をしておりますという旨のお手紙を送ってお知らせをしていこうと思っております。そうすることによって、また一層、納税のほうの促進につながっていくのではないかと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

ぜひ、寄附者の方に対するお礼と申しますか、謝辞のこと等につきましては、十分手当をいただきたい。もちろん、今、室長おっしゃったように、年賀状等々でお礼状という形になるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、丁寧なる事後処置と申しますか、そういうことをぜひお願いしたいというふうに思います。

今現在、4月から8月までの実績ということでございますけれども、以後の見通し——見通しと言えば語弊になりますけれども、今後の寄附の道筋と申しますか、そういうことはどういうふうに思われているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

寄附金の今後の見通しについてのお尋ねでございました。

昨日も御質問がありましてお答えをしておりますが、4月から8月末まで、およそ7億円の寄附をいただいておりますので、月にいたしますと1億円か2億円程度の寄附をいただいていることとなります。

寄附というのは、その性格上、基本的には寄附者の方の御厚意といいたしめようか、そういったものですので、目標を立てるといのはなかなか難しゅうございますが、予算的な観点でいえば、20億円の歳入ということで歳出の事業を組ませていただいておりますので、その20億円というのが一つの目安になるのではないかと思います。ただ、先般からも申し上げておりますとおり、より多くの方に本町を応援していただけるよう、このふるさと納税に積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨2、保育料の徴収基準は、保育料の減免措置はにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。碓議員の質問事項の2、ふるさと納税の活用について、要旨の2でございます保育料の徴収基準は、また、保育料の減免措置はという御質問についてお答えいたします。

まず、保育料の徴収基準でございますが、現況といたしまして、保護者の負担を軽減するため、上峰町の保育料は国の徴収基準の85%に設定を行っているところでございます。今後は、国の徴収基準の動向を把握いたしまして、また、情報を収集しまして、町の保育料の徴収基準につきましても、今後、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、保育料の減免措置関係でございますが、今回、子ども・子育て支援法の改正により

まして、多子世帯及びひとり親世帯への保育料の減免措置を4月にさかのぼり対応しているところがございます。

内容といたしましては、改正前は在園児から数えて第2子半額、第3子無料としていたところを、市町村民税所得割税額が57,700円未満の世帯につきましては、第何子かの兄弟判定をする際、生計同一の限り、年齢制限を撤廃して減免をするということとしております。

また、市町村民税所得割税額が77,100円以下のひとり親世帯、在宅障害者のいる要保護世帯につきましては、改正前は第2階層は無料、第3階層はひとり親世帯以外の世帯額より1千円を差し引いた取り組みに加えまして、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料は無料というふうな減免措置をとっているところがございます。

先ほど創生室長からも申しましたとおり、ふるさと納税の活用につきましては、27年度事業の中で、ひとつくり事業の中で保育所運営費への活用、または、28年度におきましては、ひとつくり事業の中で今回お願いをしております認定こども園整備事業等々に有効な活用をさせていただいているという現状でございます。

私からは以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

今の課長の説明、よく理解できない部分があったんですけども、いわゆる第1子、第2子、第3子以降ということの分類の中で、もちろん所得の関係があるかと思えますけれども、ちょっと私の理解している、もちろん所得階層の関係が基準的にはあるかと思えますけれども、第2子が無料というようなことがございました。第2子が無料ということは、要するに第2子以降が無料ということでの理解でいいんでしょうかね、そこら付近をお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃいますとおり、先ほど減免措置を受けている子供に関しましては、減免措置以降の子供さんに関しては無料でございます。

○4番（碓 勝征君）

減免を受けている保護者、所得の関係があるかと思えますけれども、所得制限以上の方等についての取り扱いを、ひとつ説明していただきたい。今、課長のほうからは、減免を受けている保護者に対する割合といいますか、そういうお話であったようでございますけれども、いわゆる所得階層の上の世帯の保育料の徴収関係の中身をお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（武廣勇平君）

先ほど課長が申されましたように、今現在、徴収基準につきましては、国の徴収基準の約85%に定めております。多子世帯であったり、ひとり親世帯以外の御家族の場合には、そのようにしておるところでございます。

保育所運営費は、議員御承知のように国の基準によって算定されるわけでありまして、国が法定負担額の2分の1、県がその中の4分の1で、市町は4分の1ということでご

ざいますが、その残額を保護者が負担していただいているということで、これが国の徴収基準額に基づき算定していく保育料というふうになっていくわけでございます。

この保育料の算定につきましては、大幅な減額を、私ども今後考えていくということで、部内では協議を行っておりまして、周知の期間も含めまして十分な時間が必要だということで、なるべく早く制度設計をしてお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

子育て支援の項目の中から行きますと、今、町のほうから申し上げられました国の基準等々の85%適用ですか、それをまた幾らかでも緩和するような方向で、もちろんこの保育料というのは、かなりの金額になるかと思いますので、そこら付近をできるだけ児童福祉の充実なり、ふるさと納税からのひとつづくりの事業の一環、給食、保育所運営等々の項目もございます。学童教育振興等の項目もございますので、ここら付近を十分に頭に入れられて、この保育料の減免の取り扱いについては拡大なりをしていただきたいということを要望して、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

要旨3、町道下津毛三田川線ほかの変則5差路改良工事の進捗はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

おはようございます。4番碓議員の2番目、ふるさと納税の活用についての要旨3番です。町道下津毛三田川線ほかの変則5差路改良工事の進捗はということでございます。

この件につきましては、言うまでもございませんで、請願の案件でございまして、町といたしましては、補助率の高い防衛関係の補助でと考えている状況は現在も変わっておりません。

この路線の改良ということで、変則5差路の整備といたしましては、下津毛三田川線の路線と、それから、三上北の南北道路の整備を含めたところでの緊急避難道整備計画に向けまして、昨年より九州防衛局、それから防衛省、それから地元国会議員の先生方へ議会の皆様方と一緒に参りまして、大変御理解を示していただいております、今後とも九州防衛局に協議を行ってまいりたいということで考えておるところでございます。

道路整備につきましては、予算面で大規模な事業費、私ども試算をしておりますところでは、約9億円前後かかるような事業費と、それから地元の協力体制、これは家屋移転等もございますが、そこら辺の関係で、計画時期につきましては、防衛の避難道路の採択条件を見たところで、上司と協議を持ちながら、今後判断を仰いでまいりたいと思っております。

ございます。

それと、この変則5差路とは直接関係ございませんが、周辺整備といたしまして、この路線の中で変則5差路付近、それからまた、西側への一部区間並びに南側に続く町道米多坊所線というのがございまして、そのカーブから西峰東西2号線までの区間の舗装工事を、行政報告にも御案内しておりますとおりに、現在、舗装発注をしております。

それからまた、南側カーブ付近ではございますが、東側の道路の拡張といたしまして、昨年買収した箇所、それからまた、カーブ付近に開発の区域もございまして、その道路の寄附等の登記を現在進めておりまして、その名義が町名義になりましたならば、一部拡張工事ということの計画を準備していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、補助率の高いものを導入するというところで、九州防衛局なり防衛省との協議を継続中ということでございますけれども、私は、この変則5差路につきましては、この改良に賛同されておられる400名余りの方が待望されている状況であるわけですね。いまだにまだできないですかというような声も非常に聞いておりますし、期間的にまだまだかかるような感じがするわけでございますけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、局なり省と折衝する段階で、この現在の変則5差路につきましては、前期の議会の振興委員会の中で3案が示されておるわけでございますけれども、この3案をもとにして、そういう折衝とかなんとか、もちろん三上の北の道路の関係もございましょうけれども、この変則5差路については、この3案をもとにして、それを示しながらの折衝をされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の3案ということございまして、以前、平成25年ぐらいになるかと思っておりますけど、振興常任委員会のほうで3案の御提示をしたところでございます。この3案といいますのは、変則5差路付近の改良ということだけの分でございます。この分につきましては、3案ということで経済性、また、地権者なり家屋等がかからないということで、その3案で、その当時は58,000千円という事業費の中で、議会のほうで、この3案で行ったらどうかということでの答申を受けておったところでございますが、この案につきましては、防衛のほうとは協議をしておりません。防衛のほうは、あくまでも箇所の改良ではなくて路線ということで、防衛のほうでは県道坊所城島線から、それから変則5差路を通った中での吉野ヶ里町までの分、それからまた、先ほど南北ということも含めて、昨年来、要望しておりますが、この交差点の改良の案という内容の分につきましては、防衛のほうとの協議の対象にはなっておりません。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

もちろん、町道下津毛三田川線なり、県道からの流入が非常に多いと、いわゆる交通量が多いというようなこと等々も原点にあるわけですよ。そういう中で、じゃ、3案については、白紙の状態、今後、折衝する具体的な計画等々を示す中で、この3案の取り扱いについては、どういう扱いになっていくものか。いわゆる計画的に示すためには、路線のつながり、その近辺の附帯する道路との問題、それから、三上の北の問題を含めて、具体的な示しをしていく形になっていくかと思えますけれども、現在ある、この3案については、見直すとか、再度検討するとか、そこら付近は担当課としてどういう考えを持っているのか、お伺いしたい。

○建設課長（白濱博己君）

この3案でのルート関係につきましては、防衛のほうの補助対象には、この1カ所だけではないということでございます。この3案の分のルートにつきましては、そのほかの補助金の活用を模索していかなければならないということで、現在、上峰町でしております社会資本の総合整備でやる分とか、それからまた、先ほど議員が申されましたふるさと納税関係も、おっしゃいましたとおりでございますし、また、単独の分とか、いろいろ方法はあると思えますけど、今後その交差点改良の分の施行をするということになりますと、防衛ということではなく、そういう補助金、国の補助金、それからまた、何らかのふるさと納税なり、また、単独ですとか、そういった方法もあるんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

防衛省の補助とは切り離して取り組むというようなことを言われたようでございますけれども、いずれにいたしましても、現在ある、この3案をどうするかと、私はそういうことを聞いておるんですよ。

この3案を見てもみますと、路線の中央地帯にある個人の持ち物である駐車場を外したり、それから、曲がりくねったような形にしたり、そういう3案なんです。まさに私から言わせると、交差点のさまになっていない、そういう3案なんです。

だから、ここら付近は、いわゆる公平性を保つために、道路の模様をしっかりと道路として、交差点として確立するためには、公平性を欠くようじゃいかん。その真ん中にある市有地の駐車場を外すとか、外して取り組むとか、曲がりくねったような変形みたいな道路をつくつとる3案なんです。これじゃちょっと間尺に合わない、公平性に欠ける、そういうことを私は言いたいんですよ。だから、この3案については、私は見直すべきじゃないかと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、今、課長のほうからはメイン道路の町道下津毛三田川線なり、町道を三上の北のほうですか、あちらのほうも当然、防衛省なりの形になっていくかと思

ますけれども、それに附帯しておる変則5差路を切り離すということについては、それはいいですよ、切り離しても。しかし、そこら付近は、連携的なことをやらしてもらわないと、もちろん補助項目を別々にしながら取り組むということで、結果として理解できるような交差点改良ができればいいんですけれども、そこら付近が、私はこの3案では、非常に公平性に欠けている案じゃないかということをお願いしたいんですよ。だから、この3案について、見直す考えがあるかどうかということ、担当課長なり、長のほうにお伺いしたい。

○町長（武廣勇平君）

ただいま担当課長が答弁されましたことで、碓議員がお話になられましたこの避難道路計画、防衛の路線と一緒に計画に乗せることは難しいわけですが、その計画に附帯して、あの変則5差路工事するという事は、まさに私自身は考えているところでございます、恐らく担当のほうも、そのように考えられているものと思います。

やはり、あのエリアが非常に交通状況が悪いということがございますので、防衛には路線としての提案をしながら、一方で変則5差路の改良は事故が頻発しているということも、以前議員のほうからも御指導いただきましたので、この改良はしていくべきだということでございます。

また、一般論としては、道路につきましては、真っすぐがよいというふうには、個人的には思います。

また、交差点につきましては、垂直に当てていくことが望ましいとは思いますが、以前、従前の議会の議論では、財政状況がない中、厳しい中で、先ほど担当のほうでも申されましたように、3案をお選びになられたということで、状況、環境は少しばかり変わっているという中で、防衛省の路線の提案をする中で、いろいろ協議はこれからしていく必要があるのではないかなど、個人的には思っているところでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

この請願の理由を少し述べてみたいと思います。

変則5差路の交差点は鋭角のため、非常に見通しが悪い。交通事故が多発している。小・中学生の児童・生徒の通学路でもあるということで、歩行者と自転車が同時に歩道を通行するため接触事故等々が起り、危険性もはらんでいるということ。それから、道幅が狭いため通学福祉バスが平井病院のほうには通行できない。高齢者の方々に不便な状況である。それから、避難道路に通ずる、いわゆる町道米多坊所線ですかね、これも狭いために避難道路にたどり着けないような状況下にあるということ等々の理由がございまして、先ほど申し上げましたとおり、400名足らずの皆さんの、もちろん町外者の方もおられます。そこを通行する生活道路として、非常に危険な状態にあるということががんでいってございますので、いわゆる長いこと前後左右、右左を通行しながらの生活道路であるということの思いが皆さ

んにございますので、ここら付近はしっかりと私は取り組んでいただきたい。当初申し上げたとおり、このふるさと納税のことも活用しながら、ぜひ早急に取り組む姿勢を示していただきたいし、実行の方向にしっかりとかじ取りをしていきたいというように思いますので、要望してこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項3、町職員OB会の存在は、OB会の存在のあり方をどう思うのかにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、碓議員の町職員OB会の存在はの中のOB会の存在のあり方をどう思うのかにつきまして答弁申し上げます。

この町職員のOB会の質問に対しましては、現在、現職の職員の考え方等については問うことができませんので、この答弁につきましては、私個人の見解ということでお願いしたいと思えます。

町職員のOB会につきましては、私としては、その設立の目的、活動内容によるかと思っております。その必要性は、その内容によっては、必要性についてはあると私は思っているところがございます。私が4月より総務課という部署に來ましてからは、各種審議会の委員の選定とか女性登用の問題等で、いろいろとOBの方には大変御迷惑もかけ、また、快くおつき合いをさせていただいているところがございます。

そういう中で、OB会という組織があることで、何かあったときの連絡網の整備や情報交換の場、その情報の共有を密にすることで、OB会だけでなく町職員との連携もとれるようになりましたら、町行政にもプラスになるかと思っているところがございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは個人見解ということでのお話、いわゆる組織として設立目的等々が必要じゃないかということのお話があったようでございます。

私のほうから申し上げたいのは、――[発言取り消し]――組織がございます。これは平成16年11月に設立されております。内容は、OB組織、いわゆるOB退職者のよりどころとして、上峰町の過去、未来を伝えて、また、しっかりと町の将来を見守っていくためにOB会の存在が必要じゃないかということで、元町長さん、元教育長、元助役と、そういう方々からお話をいただいて、平成16年の11月20日の日に設立がなされております。

具体的に目的を申してみますと、――[発言取り消し]――、会員相互の親睦、研さんを図り、その知性と経験を活用し、豊かな日々の生活に役立てることを目的とするということで、この中身については先ほど申し上げましたとおり、上峰町の行く末をしっかりと見守って、そし

て、よりどころとして持っていくということの意味合いで設立がなされております。もちろん会則もきちんと整理されておりますし、——〔発言取り消し〕——という方でございます。16年ですから12年目ですかね、そういうことで役員組織もでございます。

一方、——〔発言取り消し〕——組織が、平成23年8月1日に実はできておるようでございます。これは退職者仲間からいただいたんですけれども、別途組織で、——〔発言取り消し〕——。中身を見てみますと、気の合うOBでつくった会が長く続きますように、そして、かた苦しい会則は何も決めませんというふうな組織が出ております。————

————〔発言取り消し〕————

————、別組織なるものが実はございます。

私が申し上げたいのは、退職されて行く、いわゆる奉職をして勤め上げて、第二の職場なり、第二の生活をしていくときに、出身母体である役場職員OBとしての行く末を、確立といえは語弊になりますけれども、この組織体の、これはもちろん退職される皆さんの判断になるかと思えますけれども、私は総務課長にお願いしたいのは、こういう組織があるということを知りながら、もちろん、総務課のほうで先輩の皆さんが逝去された場合は連絡を、きちんと総務課のほうからやっていただいておりますということでも承知をしておりますし、OBの皆さんのよりどころとしての組織が2つあるというのは、私はどうかなというように思ったものですから、そこら付近をお尋ねしながら、総務課長として、そういうお話が、退職の皆さんがあった場合は、会則を整備した組織と、会則のない組織ということで、認識をしていただきながら、できれば一本化が一番いいんですけれども、これはもう本人さんたちの自由でございますので、これ以上、私から言うあれはございませんけれども、そういうことで、課長のほうからもう一言いただきたいと思えます。

○総務課長（江崎文男君）

上峰町の職員の退職者のOBの会ということで、2つの組織があることにつきましては、私も認識しておったところでございますけれども、先ほど碓議員さんがおっしゃられる中身につきましては、私のほうも、きょう初めて聞くようなことでもありました。

ただ、このOB会の2つの組織につきましては、それなりの組織の考え方というものがあるかと思えます。今後は、町職員も退職した後に、そういうふうな退職者会に入るのか入らないのか、また、入るとすればどちらに入るのか、そういう面につきましては、あくまでもやめられる退職の方の考え方だと思っておりますのでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

もう1つ、つけ加えたいと思えます。

いわゆる年金受給をしていくわけでございますけれども、組織として、全国年金者連盟という頭がございまして。それから、都道府県、それから、市郡ですね、三養基郡支部年金連盟、

それから、三養基郡上峰分会年金支部という組織体になっておるわけでございます。年金連盟に加入すると、国、県のほうから交付金が流れてくるわけですね。

上峰町におきましても、現在2つございますけれども、これについては、先ほど私、申し上げました、一〔発言取り消し〕一役員の方が、県の年金連盟に、その交付金を、私たち別組織でありますので、そこに配分してくれというお話がされたようでございますけれども、県の指導としては、そういうことはされないと、一本化してほしいということが一つございましたので、そういう年金連盟の組織の流れの中で、この末端の市町の退職者会という存在が必要といたしますか、存在があるわけでございますので、そういう中で、県のほうもそれは認められないというふうな状況があるということも認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、このOB組織につきましては、もちろんよその市町の関係もございましょうけれども、退職者会に対する助成金と申しますか、運営補助と申しますか、そこら付近を取り扱いができないものかどうか、もちろん、他の市町の状況下もございましょうし、出すについては、規定等々も必要になるかと思っておりますけれども、町を勤め上げた皆さん、奉職をされて卒業していった後の組織に対する手当と申しますか、助成できないものかどうか、そこら付近を町長にお尋ねしたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

私は不勉強ですので、市町の状況を調べさせていただきたいと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項4番、地方創生について、加速化交付金事業の経過はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

質問事項の4、地方創生について、要旨1、加速化交付金事業の経過はというお尋ねでございます。

地方創生加速化交付金事業といたしましては、今年度、上峰町儲かる農業育成事業と上峰町魅力発信拠点づくり事業の2事業に取り組んでおります。

これまでの経過につきましては、両事業とも6月にプロポーザル方式の業者選定を行いまして、それぞれ業務委託契約を締結し、取り組みを進めているところでございます。

具体的には、儲かる農業育成事業につきましては、まず、意欲のある生産者や事業者、また、キーパーソンとなり得る方の発掘が重要と考えておりまして、現在、受託業者と連携をいたしまして、町内の関係者を訪問するなどしてヒアリングを進めているところでございます。

また、魅力発信拠点づくり事業につきましては、儲かる農業育成事業で開発をいたしまし

た商品やふるさと納税の返礼品、また、町内の観光資源等の活用により、町のPRを図ると
いう視点で、町内外の関係者を集めたふるさと振興会議を月に1回のペースで開催をするこ
ととしておりました、これまでに7月、8月の2回開催をしたところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

いわゆる繰越事業の加速化交付金事業関係でございますけれども、今、室長のほうから申
されたとおり、魅力発信事業と儲かる農業ということで、30,990千円、51,840千円というこ
とでの内容のようでございます。

この取り扱いにつきましては、先ほど来より質問等々ございましたので、内容は手続等につ
きましては理解をしたところでございます。

この中で、町長のほうから申されましたけれども、イオン再開発の開発活用ですか、この
中でこの道の駅なり、産直ということでのお話もあったようでございますけれども、これの
取り組みについては、いずれの項目の計画に入って取り組んでいくものか、この2項目が儲
かる農業のほうに入るものか、魅力発信のほうか、いずれのほうに入る形になるわけですか
ね。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

昨日、町長のほうから説明がございましたイオンのエリアの再整備につきましては、これ
から地域再生計画のほうに事業計画として策定をして、国のほうに事前相談を経て、認定の
申請を行うこととしておりますが、いずれにしましても、事業主体といいたいまいしょうか、実際
に道の駅の直売所であるとか、農家レストランもそうでございますけれども、そういったも
のに意欲を持って取り組んでいただける事業者、関係者の存在、また、連携が必要というふ
うに認識をしておりますので、そういった方の掘り起こし、それから連携構築というものを、
準備段階ではございますが、この加速化交付金事業、儲かる農業育成事業もそうでありませ
し、また、タウンプロモーションという観点から、魅力発信拠点づくりにおいても、そう
いったキーパーソンの方との関係構築、こういったものを今年度取り組むようにしてござい
ます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

このイオン再開発、我が町の商工ゾーンのメインの場所でございます、これは取り組ん
でいただけるということになれば、非常に町の向上につながろうし、町民の皆さんも非常に
喜ばれると思います。

そこで、このイオン再開発についての町長の思いと申しますか、そこら付近をお聞かせ願
いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

このイオンというか、上峰サティと以前は呼んでいましたけれども、サティ周辺の商業地の環境整備につきましては、第1回目の公約でもございました。いまだ実現ができていないような状況にもございますけれども、人口が飛躍的に伸びた、細かな分析まではしてはおりませんが、上峰町がこれだけ人口増を果たしたのも、あの商業エリアが確立されたからだと、断定はできませんが、その一助になったことは間違いないというふうに思っております。

そして、今、町民の皆様方が御心配されているように、あのエリアの活気が失われているのではないかと御懸念も、また一方でございます。イオン自身も、また、周辺地の商業施設の方々も同じような認識をお持ちになられており、いよいよそのタイミングが実現の時が来たというような協議の中で、お互い感触を深めているところでございますので、何があっても、この地の活気を取り戻すための実現に向けた努力をしていきたいと思っております。

また、加えて申し上げますと、イオンにも、また、その周辺の企業の皆様方、また、今ネットワークを構築している方々の中にも、やはり地域の経済循環をしっかりと構築する必要があるという共通認識を大きな目標に掲げております。ただ単に各企業がそれぞれの利益の追求のために存立するのではなく、それぞれが連関して、かつ地域内でお金が還流していくということ、お金の話ばかりすると、いつも何か変な意味で捉えられがちなんですけれども、やはり地域内に経済、お金が還流していくような循環をしていく、させていく、そして、個人消費がもう少し地域として、この上峰町として伸びていくと、また、周辺から交流人口をふやしていくような魅力的な場所をつくることで、地域内に直接投資というものがふえていくような、そういう循環をしっかりと構築することを一番大前提に置きながら、この地の再開発については行っていきたいというふうに、共通認識として持っているところでございます。

○議長（寺崎太彦君）

これで4番議員の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第2 議案第35号

○議長（寺崎太彦君）

それでは、日程第2．議案審議。

議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（吉富 隆君）

ちょっとお尋ねをさせていただきます。

見舞金の300千円と100千円というのが提示されておりますが、その金額の根拠をお尋ねしたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

この遺族の見舞金300千円、それと傷害見舞金100千円、これにつきましては、根拠たるものとしてはっきりはないんですけれども、一般的に被害者が1カ月間を暮らせる程度というようなことで、各町村、大体統一したところで、この金額を決めているところでございます。以上です。

○7番（吉富 隆君）

根拠としては、遺族のほうに300千円は、1カ月間を生活ができるようにしてあるというふうなことです。そうしますと、これ、2カ月にはまたがらないですもんね。それはわかりました。

傷害見舞金というのは、どの程度の傷害者なのか。そういった規定はございますか。

○総務課長（江崎文男君）

この規定につきましては、この条例の中の、この100千円につきましては、緊急的にお支払いするというので、基本的には傷害者の等級的なものまで関知するところではありませんけれども、あくまでも本町としては、緊急的な措置ということでの金額のお支払いをするということになっておるところでございます。

○7番（吉富 隆君）

確かに、こういった見舞金等々を行政から出していただくということは、大変いいことだなと思います。しかしながら、いろいろと歳出のほうは、今、行政としてはふえてきております。いろいろですね。そういったことも勘案しながら、他町との連携をとりながら、お決めになったということですが、他町との財政状況下というのも、やっぱり一つの考え方も成り立つのではないかというふうに考えます。

このことについて、せろとか、すんとか、そういう意見ではございません。ただ、財政的に、これは持続性がありますので、きちっとした形を今後していただければ幸いです。非常にいいことでありますゆえに、やっぱり持続性なんですよ、これ。単発

的なものじゃないものですから、非常に慎重に取り扱いをしていただければと思います。

今後、この見舞金についても、下げることはないだろうけれども、上げることは、要望として出てくる可能性がありますので、その辺については考慮をしていただければなと思っておりますので、その点を配慮していただきたいという、強く要望して、質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（田中静雄君）

遺族見舞金、傷害見舞金のことについてです。

昨今、新聞紙上でよく記事を見るわけですがけれども、まず、ないと思うけれども、同一家族内での犯罪というのがあるわけですね。上峰町で、まさか、ないと思うけれども、そういう災害はないとは言えない。いつあるかもわからんと。そういう場合の遺族見舞金、傷害見舞金が出るのかどうかということです。

それで、もちろん、見舞金の申請は町長宛てにするとお思いますけれども、最終的には町長さんの判断があると思います。もし却下するんだったら、却下の判断があるとお思いますけれども、同一家族内での犯罪の場合に該当するのかどうか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

田中議員の質問にお答えいたします。

別途、規則をつけているかと思えます。別途、規則の第5条に支給の制限というところがございます。この支給の制限、これ読みますと、第5条「町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。」ということで、第1項「犯罪行為が行われた時において、被害者」それとずっとあるんですけれども、被害者と「加害者との間に」次のページで、次の関係については支払うことはできませんということ、まずアのところに「夫婦」というものがございます。あと、イのところに「直系血族」、ウで「3親等内の親族」、先ほど御質問ありましたとおり、夫婦の間で、このような被害者、加害者等の関係にありましては支給することができないということでの規則もつけておるところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

よく読んでいなかった関係で、こういう質問をしましたけれども、取り下げます。

以上です。わかりました。

○6番（井上正宣君）

この犯罪被害者という判断のもとですが、これは個人的に傷害、殺人、そういったことだけでなく、交通障害、故意に人をはねた、はねて殺した、傷つかせた、こういうことまで含

んでの犯罪被害者の対象になっておるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○総務課長（江崎文男君）

この件につきましては、基本的に、犯罪といいますと、刑法において罰せられる行為全てということになっております。

そして、交通事故の故意的なものでの件ですけれども、警察との協議の中では、そのような交通事故等の故意的な犯罪的なものも含むということになっております。

それで、本町といたしましては、この申請が出ましたら、まずはその内容が、この経緯、この条項に合致するかということは、あくまでも、一回、警察との協議を経て、それから支給というような形になっていくかと思えます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第36号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 議案審議。

議案第36号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第37号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案審議。

議案第37号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

幾つかお尋ねをいたします。

説明書の8ページ、臨時財政対策債のところでございますが、平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告によると、将来負担比率がゼロであります。ふるさと納税に係る収入がゼロの場合の比率がどうなるのかをお尋ねいたします。それが1つです。

それと、2つ目が15ページの一番上、土木費の目、道路新設改良費の調査設計業務委託料

が7,500千円出ていますが、この調査設計の場所はどこなのかということですね。

それと、次の下の住宅管理費の修繕料の米多団地等とありますが、米多団地のほかにどこが含まれておるのか。

それと、次のページの16ページ、非常備消防の消耗品で2,100千円、これは主にどういう消耗品なのかですね。金額がちょっと大きいものですから、お尋ねをいたします。

それから、次の下の教育費の目の6. 施設整備費の工事請負費の体育館の屋根の防水改修工事と屋根の防水改修工事と2項目上げていますが、どことどの体育館なのか。

それと、次のページの18ページ、学校給食費の備品購入が、プロポーザルによって必要備品は購入されておったと思いますが、何の管理備品が必要になったのかですね。

それと、これは予算要求されていませんが、7月の例月監査の折に、給食センターの備品の検査を行ったわけですが、その折に、従業者に対して何か不都合な点がないかということをお尋ねしたときに、網戸といますか、目が粗いために、小さな虫が入ってきて困るといふふうなことを言われたので、教育課長に、これは虫が侵入してくるというのは絶対あつてはならないことだから、今、網戸が最低0.3ミリぐらいからあるわけですね。小さな虫も入ってこられないような網があるから、そういうふうなものにかえんばいかんぞということをお尋ねしたんですが、網戸の監査指摘に対しては、どのように対処されるのか、それをお尋ねします。

それと、その下の災害復旧費の目の1. 農林施設災害復旧費の10,200千円、これはどこの災害現場なのかですね。

それと、11の、次のページの公共災害の、これも復旧工事9,700千円、どこの災害箇所なのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

まず、私のほうから、ふるさと納税が入らなかった場合の将来負担比率の関係についてですが、これにつきましては、私自身はまだ手元に資料を持ちません。監査のときに御指摘を受けた内容だと思いますけれども、監査のときに申し上げられましたように、監査の指摘内容で指摘があつた形で将来負担比率を、指摘内容をきちっと適正に執行した上で将来負担比率を算定した場合はゼロであつたと、同じくですね。代表監査委員から御意見はいただいたわけでありまして、御質問の趣旨は、それと違うと思いますが、私自身は今手元に持っておりませんので、答弁とさせていただきます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、吉田議員さんの質疑の中の16ページ、消防費の中の非常備消防費の中の需用費、消耗品の2,100千円でございます。

これにつきましては、総務省より26年2月7日で消防団の装備の基準等の一部改正という

ことで、その中の消防団員の制服の基準が変わりました。そういう中で、今年度新しく消防団員になられた方につきましては、この新しくなった制服で準備をしておったところがございます。それで、全消防団員の分の、今回の2,100千円につきましては、その制服の入れかえ費ということで、消防団員約155名の分の制服の入れかえ費でございます。

以上です。

○建設課長（白濱博己君）

道路新設改良費の中の委託料の13番、7,500千円の件でございます。

この件につきましては、先般、全協のほうで説明しました坊所南北線、この件はふるさと学館北の分から南、JA分譲地の手前までということで、この路線につきましては昨日も質問が出ておりましたけれども、認定こども園なり、また小学校付近の交通危険箇所安全対策、また歩道のほうが狭小というふうなことで、今後の整備といたしましては、整備が必要というふうな認識に立ちまして、その分の計画に基づくところでの調査、設計委託、これは7,500千円のうち2,700千円を予定しております。そのほかに、西峰東西3号線でございますが、これは延長430メートルでございますが、この分につきましては、主に用地等につきまして、県に概算での要求を、29年度の要求をしている関係で、西峰東西3号線の調査、設計、測量費ですね、それからもう1つ、これは八枚碓線でございます。この分につきましては、江頭鉄工所北の分から碓地区の集落手前までの分の約530メートルの分を狭小というふうなことで、これも来年度の概算要求に手を挙げているところでございます。この分につきましては2,600千円、先ほどの西峰東西3号線は2,200千円ということで、その3路線を計画しておるところでございます。

以上でございます。

それからもう1つ、住宅管理費の中で修繕料3,700千円でございます。

この件につきましては、米多団地にエレベーターを、2棟ございますので、2基ございます。これも10年ほど経過しておりますが、毎年毎年、点検をしておる中で、修繕等々もかさんでおりますが、機能維持修理というふうなことで、業者のほうから改善をしなければならないという強い指摘がございまして、この分での修理が2,700千円、それから、そのほかにあと1,000千円でございますが、これは坊所団地のRC211の分が、湿気等もございまして、壁、天井、床の一部等々が劣化、また変色しておりますものですから、この分の改修ということで、今、空き家でございますので、早急に修繕をして、貸し与えたいというふうなことでございます。

それから、済みません。私のほうで、そのほかに、11番の災害復旧費の中で、目の1. 農林施設災害復旧費の中の復旧工事費10,200千円でございます。

この件につきましては、鎮西山の区域内で林道の崩れ、崩落が4カ所ほどあっております。まず1番目には、駐車場手前に道路が行けなくなったということで、一部、仮復旧はしてお

りますが、その分の補修工事、それから、その手前に3差路付近の崩落が1カ所、それから、林道鳥越線といいまして、以前、議員さん方、パトロールをされたところで、ちょうど北側から上っていくところですね、そのなお北側に崩れて、コンクリートの崩れているところがございまして、この分、合わせましたところでの10,200千円でございます。

そのほかに、19ページでございますが、この19ページの公共土木施設災害復旧工事でございます。9,700千円。

この件につきましては、鎮西山の登山口の南側の水路が一部、10メートルほど崩落している分につきましては1,000千円。それから、同じく県道から鎮西山に曲がるところの南側の鳥越川付近が4カ所ほど、区域をまたんで崩落、崩れ落ちている分がでございます。この分が4,300千円。それから、鳥越川の崩落ということで、鳥越公民館がございまして、この公民館の北側が崩落、崩れがあつておる分が延長約10メートルでございます。この分が2,600千円。それから、屋形原川ということで、ライスセンターの西に当たりますが、屋形原川の崩落が約20メートルほど続いておりますので、この分が約1,800千円ということで、合わせて9,700千円の分の工事予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、まず、16ページの款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の施設整備費の工事2件について、まず御説明をいたします。

上の項目、体育館屋根防水改修工事3,075千円につきましては、中学校の体育館の屋根防水改修工事でございます。機械を据えております陸屋根のところが面積で71平米、これがアスファルト舗装の防水になっております。平成9年、築19年をたっておりますが、アスファルト舗装の防水がきかなくなっておりますので、その原形復旧でございます。

次に、その下の屋根防水改修工事5,834千円でございますが、これは中学校の事務室の屋根防水の改修工事でございます。こちらは、昭和53年、築38年たっておりますところで、面積が188平米の事務所の屋根、こちらはコンクリート舗装の防水加工をしてありますが、こちらが防水ができなくなっておりますので、原形復旧を行うところでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページの款の10. 教育費、項の6. 保健体育費、目の学校給食費の管理備品でございます。

こちらは、懸案でありました中学校への御飯の保温対策として、特殊断熱材入りのステンレス製二重保温容器の購入をお願いいたします。中学校では、小学校より約1時間早く運び始めるため、御飯が冷えておりました。現在使っておりますおひつはアルマイトの二重構造ですが、中は空洞で、さほど保温はできない状況にあります。夏場、気温30度で提供したときの生徒の御飯の温度が71度ございました。冬場になると、さらに低くなる場所

でございます。これに対して、今回選びました容器は、テストデータ、カタログでは、気温16度、12月から1月程度の気温で87度の内容物が1時間後に82.4度で保温をされているというものでございます。中学校11個を整備したいと考えます。よろしくお願いをいたします。

最後に、監査委員でもございます吉田議員より御指摘をいただきました、調理室の網戸の件でございます。

こちらは、換気扇をかけるときに、外から今度は空気を取り入れるスリットの部分がございまして、もともとは網戸だけでございました。これに、細かい虫が6月、7月に飛んでおりまして、羽虫でございますが、これの生まれたばかりの細いのが中に入ってくるという状況にありました。網戸、細かいのが0.3ミリぐらいのがありますということで、御案内をいただきまして、業者のほうともお話をしましたが、さらに危険防止というか、異物混入対策のために、今回は不織布というものをに入れております。換気扇のカバーなどに使われる布状のもので、目が全くないというか、細かいで、空気を通す不織布というものをスリットと、現在あります網戸の間に敷設をしまして、虫が入ってこないように防御をしております。これで対応をさせていただきましたので、今回は補正には出さないでございました。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

重ねて幾つかお尋ねします。

まず、災害関係でございますが、これは災害には、財源内訳のところ国、県の財源が入っていませんが、一般財源のみですということ、災害査定には出なかったということだろうと想定しますが、災害査定に乗せるような大規模な工事ではないということで認識しなければいけないのかどうか重ねてお尋ねをしたいと思っております。

それから、学校給食の網戸の件については、不織布で対応しているということですが、それによって完璧に虫がセンター内には入ってこない対応がとれたということで認識をしているのかどうかということですね。

それと、体育館の工事についてはわかりました。

それから、消防の服というのは、これは消耗品でなくて備品のような感じもするんですが、やはり消耗品なんですか。以前、私が消防に入っておったとき、はっぴてんなんてんは、ずっと引き続き、団員が入れかわっても、服はそのまま継続して着よかったような感じがするんですが、やはり消耗品でいいのかどうかですね。

それと、住宅管理費の修繕は、いいです。わかりました。

それから、調査、設計の委託料についてもわかりました。

それと、町長からお答えいただいた8ページの、将来負担比率については、ゼロ、マイナスだということで、安心して、金の支払いがないように、もし、あれがなかった場合については、どの程度の将来負担比率がまだふえますよということ、ほかの議員の皆さんにもお

知らせたほうがいいのかなと思って質問をいたしたわけですが、財政課長のほうでわかっておれば、一応お知らせを、ほかの議員さんにもしておってもらったほうがいいと思いましたので、お尋ねをした次第であります。

あと、よろしく申し上げます。

○建設課長（白濱博己君）

議員お尋ねの、まず農林災害復旧工事ということで、主に鎮西山の林道関係の分、12,000千円上げております。この件につきましては、所管課を通じて農林事務所のほうに問い合わせをしたところでございますが、鎮西山一帯での林道につきましては農林災害の対象ではないということで、これは以前からもそういう方針だということで、何ですかとお聞きしたら、農業の生産物に対しての林道ではないというふうなことだということでお聞きしました。鎮西山関係の周辺の林道につきましては、その対象でないということです。

公共につきましてはでございます。公共につきましては、全部で7カ所上げておりました。この件につきましては、県のほうに写真とともに、その延長なりを写真をもとに連絡をし、確認をさせていただきました。その中で、公共災害の基準には、結果的には満たされないということで、まず、直接の雨が原因での崩落ではないという意見と、過年災、以前から崩れていたのではなかろうかということ、それから、一連した区間ではない、一部、三、四カ所、鳥越川が崩れたところが部分的、連続してございますが、そこは一連した区間ではない、また、維持管理等の状況ということで、今回、問い合わせた中では、今回は対象にならないということでございましたので、以上、報告申し上げます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

先ほどの、将来負担比率の話のくだりですが、会計ルールに基づいて、発生主義に基づく対応ができていなく、また、積み残した部分について年度持ち越したことによって将来負担比率の影響はないということで答弁申し上げましたけれども、お尋ねは、その部分ではないということも今理解しているところでございますが、今現在、私自身が将来負担比率がふるさと納税分を見越していない場合、どのような数字になるか、また、先ほど、年度をまたいだ発生主義に基づかない処理に伴って将来負担比率がどのように変化するか、これを財政課としっかり打ち合わせ、協議をして、終えておりませんで、監査委員としては御存じなのかもしれませんが、庁内部局でしっかり一度、起案等をいただきながら、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、吉田議員の給食室の虫の混入について完璧かというお尋ねでございます。

まず、不織布ということで、入り口についてはふさいだものと思います。それで、今様子を見ていきたいと思っております。

また、入りました虫が6月、7月ごろに発生します。また、来年、それを対策をとって、十分に対応したいと思いますが、それでも入るときは、またいろいろ現場で御提案をいただきましたエアカーテンとか、そういうハード的な整備についても今後検討し、御提案させていただきたいと思っております。

以上です。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、16ページの消防団の制服についての、消耗品であるかという問い合わせですけれども、これにつきましては、あくまでも消防団員に配布する制服につきましては、各自、汚れ等があったら洗濯をし、また、破れが出てきたり、使えなくなった分についても、それに対しては私たち総務課としては、また買いかえをして、その団員に与えている、そこから辺から見ますと、あくまでも消耗品という認識でおるところでございます。

○2番（吉田 豊君）

先ほどの学校給食関係、給食センターの関係ですけど、現場で聞き取りをしたときに、不織布を全面に張ると、換気扇を回したときに、その不織布からの風の進入が途絶えて、何か不都合な点があるように、ちょっと聞いた記憶があるんですが、その問題はないですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現場で、実は従業員さんたちとお話をしたときの不織布ですが、最初に外に透明のラップを一旦したことがありました。そして、不織布を中にした、そのときに外からの風が入ってきていなかったの、そう感じたということで回答されたものと思っています。

現在は不織布だけにしておりまして、外からの空気が入っております。ただ、換気扇が物すごくきいておりますので、物すごい勢いで中に空気は入ってきておるところでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○3番（田中静雄君）

中学校の体育館の屋根とか補修ですね、そういうこともありますけれども、実は6月の定例会でも同僚議員のほうから、小学校の便所を和式から洋式化という質問があったと思います。

ちょうど、その、小学校の南のほうの校舎になりますけれども、洋式にする便所のもう1つ上、2階です。2階の便所、男子の便所から、便所の排水が非常に腐食しているようでございます。それで、その話を聞かれたかどうかは1つですけれども、そこが手前で、立ち小便するところありますね。小便したら、排水がUの字になって流れて、本管につながっています。そこが腐食して、1階の男子の便所に、上からぼたぼた排水が落ちてきたということで、手前で補修をされているようでございます。それで、その辺の、手前で補修されていますから、今は水は漏れていないけど、いずれは小便の排水が漏れてくると思いますね。下の、迷惑がかかるということで、何とかならないか、補修をしてもらえないだろうか。

そのほかにも、教育委員会のほうには、今の和式の便所、その水道の立ち上がって、元バルブがあって、ハンドルがあるんですけども、立ち上がりのほうがねじ込みになっていますけれども、そのねじ込みが、もちろん薄くなって、配管が薄くなって、そこから水圧で水が吹き出ると、そういう事故で、かなり腐食が進んでいるという問題があるようでございます。それも、もし御存じでなかったら、一遍、現場を確認してもらって、何とか対応してもらいたいと思いますけれども、要望をしておきます。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員、ありがとうございます。

その件に関しまして、私も現場を見せていただきまして、承知をしております。また、修繕につきましても、随時行っておるところでございます。いかんせん古うございますので、本当の取りかえとかいうところまでは、なかなかできておりませんが、修繕対応ということで進んでおります。

今後、洋式化とあわせまして、また御案内させていただければと思います。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

7ページお願いします。

ここの、諸収入の2番ですね、埋蔵文化財の発掘調査受託事業収入ということで5,500千円上がっておりますが、これは現在、工事が進んでおります認定こども園のところかと思いますが、それと、ほかのもあるかどうか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○文化課長（原田大介君）

埋蔵文化財受託事業収入の5,500千円についてのお問い合わせです。

これにつきましては、認定こども園の分につきましては当初予算で4,500千円、予算化しておりました。それで、実際、契約するのがおくれまして調査期間が短くなりました分、作業員さんを増額するという事で対応させてもらって、1,500千円増額しております。認定こども園が、ですから、当初の4,500千円と1,500千円で6,000千円で契約しております。

あと残りの4,000千円につきましては、今の、ふるさと学館の南側に民間の宅地分譲工事がされるところがありますので、その分で4,000千円を計上させてもらっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の件、わかりました。

次に、9ページお願いします。

ここの総務費の目の10. ふるさと納税費のところ、委託料で、年賀状関係で5,030千円ですか、計上されておりますが、最終的に、ことしの寄附件数を見越してされているのら

うと思いますが、これで足りましようか。その辺、いかがでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねございました、ふるさと納税の年賀状発送の件でございますけれども、寄附の件数を年間どの程度いただけるかは、ちょっと今後の状況次第ではございますが、ただ、昨年度も10万件近い寄附をいただいております。この全ての方に年賀状を発送いたしますと、計算上、予算は足りませんので、今、我々としては、今後ちょっと検討していきますが、特に高額な寄附をいただいた方であるとか、あるいは2回、3回と寄附をいただいた方、こういった方にターゲットを絞って、なるだけ効果的な形で効果が出るよう、年賀状を発送していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま室長からは、早い話、寄附をいただいた方的高額な方とか、ある程度限定して年賀状を配布といいますか、送るといような感じで受けとめました。私としましては、例えば、100千円じゃろうが、10千円じゃろうが、1千円じゃろうが、やっぱり寄附をいただいたなら、ありがとうございますという気持ちを届けるためには、年賀状なりを送るのが当然だと思うものですからね。そうすると、昨年よりかはことしが多分増額するだろうと見込みは、もう十分お持ちですから。となれば、件数的にふえましようから、やはり1月には届かんといけんわけですからね。ですから、早目に準備をしようかんといかならうから、これで足るかなという感じがして、お尋ねしました。

もう一回、いかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

例えばということで、ただいま室長のほうから考え方の一つを述べさせていただきましたが、今言われた視点を考えれば、例えば、昨年度の寄附者にのみ発送するという考え方もあると思います。今年度につきましては、もう既に寄附をいただいているわけでございます、昨年度の方々に寄附をお願いするための年賀状を送るという考え方もあるでしょうし、実際、この年賀状作成にかかわる所要の期間というものを考えると、12月の、もう早い段階、11月の途中ぐらいにはある程度、事業として進めていく必要があるということで言えば、12月末までに、すごく寄附者が上るといふことであれば、その分はカウントできないわけになりますので、実際は、前年度の寄附者に対する枚数を用意するといふことが一番賢明かなといふふうに思ったところでございますが、どうしても今年度の方々にも年賀状の配布をするといふ必要性があるという議員の御指摘に基づけば、先ほど高額の方であったり、リピーターの方であったりを中心に抽出する方法もあるといふことで例示した話をされたものだと思います。

今後、しっかり検討しながら、議員の御指摘も含めて、内容を詰めていきたいと思ってお

りますので、よろしく願いをいたします。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長から答弁いただきましたが、同僚議員の一般質問の中でも出てきたかと思いますが、とにかく、御寄附いただいた方に礼を失しないようにということ、十分対応してほしいということもありましたものですから、その辺はどうぞ十分、繰り返しになりますが、礼を失しないようによろしくお願いしたいと思います。

次に進みます。

今度は、12ページの民生費の目の1. 児童福祉総務費の19節ですね、病後児保育施設整備事業補助2,360千円、これについて、ちょっと説明をお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

民生費の児童福祉総務費の中の19節でございます。この病後児保育施設整備事業補助金、これにつきましては、28年度、県の単独事業といたしまして、上峰町には病後児保育が実はございません。今回、上峰認定こども園さん、今度整備をしております上峰認定こども園のほうで病後児保育を取り組むということを一応、こちらのほうとのお約束をさせていただいているところでございます。

その中で、私ども、昨年から県のほうに働きかけをいたしまして、病後児保育についての施設整備費についても何とか少しでも県の補助等がいただけないかということで、県との折衝もしてまいっております。その中で、高額ではございませんでしたけど、予算がとれましたということで、病後児保育の施設整備事業に、上峰町の施設整備事業に充てることが可能ですということになりましたので、うちのほうで申請を上げております。一応、2,360千円という金額を町のほうからはお上げいたしますけど、歳入のほうでも県費で受けていくということで、施設整備に充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

本当に、これまでも病後児保育を何とかできないかという声が随分とあった中で、今回、それを受け入れるように準備をさせていただいているということは、大変よかったなと思っています。

ところで、今回、認定こども園ができ上がって、病後児を受け入れるについては、大体どれくらい受け入れられるものか、その辺、ちょっとよかったら教えてもらいたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

何名ぐらい受け入れられるかということでございます。一応、予定では、園ともずっと調整をしております。平米数も大体決まっております、約20平米程度の病後児保育室を準備します。その中で、一応2名を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

現在は2名を予定されているということですが、じゃ、今後、認定こども園が開園されて、ずっと運営をされていく中で、この病後児保育が希望がふえた場合の対応はどういうふうになっていくものか、その辺、今現在、わかる範囲でいいですから、よければお聞かせいただきたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

この2名という人数も、実は、周りの市町の病後児保育の実態、状況等を十分に調べております。事実、年間を通しまして、年間を平均しましたら1名も実はいないぐらいの実績でございました。

最大数をもって2名。1日2名は受け入れられる体制をとるということで、最大数を大体持っていてというふうに理解いただければと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいまの件、わかりました。

次に進みます。

同じページの衛生費の3. 母子衛生費の中で、節の20. 扶助費の不妊治療費助成200千円ということで上がっておりますが、これは多分、男性の関係だと思っておりますが、中身をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

議員お見込みのとおりでございます。これにつきましては男性不妊治療助成費という形で、上限を、今後、ちょっと要綱の、今回の議会のほうで予算の議決をいただいた後に要綱の整備という形になっていくわけなんですけれども、1件当たりの上限が100千円ということで、100千円掛ける2件ということで200千円という形で見込んでおります。

現在の構想といたしましては、償還払い方式にて、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術、人工授精、体外受精、顕微鏡受精での一環で行われたものを前提として行おうというふうに考えております。

他の市町村等でも行って、既に先行して行っているところございますけれども、同様の考え方をとりまして、医療機関に支払った額から、他の都道府県または他の市町村から受けた不妊治療助成費に、保険給付額相当の10分の7、これを1年度当たり100千円を限度にということでの構成で考えようということで、現在、案を調整しているというような状況になります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

前回からお願いしていた分を早速、対応していただいて、ありがとうございます。

これは、せっかく、こういうふうに準備していただいたなら、これをぜひ皆さん方にPRといえますか、お知らせをやっていただきたいと思います。すぐに該当者が出るか出ないかはわかりませんが、もしいらっしゃったら、本当に助かる、負担軽減になるものですから、皆さんに早速、こういうことも準備しましたよというお知らせを十分にやっていただきたいと思います。よろしく願いをしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。

議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

15ページの公園費でございますけれども、鎮西山のトイレということで修繕料が上がっておりますけれども、鎮西山には2カ所のトイレがあるというふうに思いますが、どちらのトイレの関係でしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねございました鎮西山のトイレの補修の件でございますけれども、山頂のトイレのほうが従前より閉鎖になっておりますので、長期間使用されておられません関係から、一部補修と、それから再開する場合の検査費用等々が発生しますので、その分の補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

町内の公園関係でございますけれども、もちろん鎮西山の山頂のほうは水洗じゃないかと思っておりますけれども、五万ヶ池のほうは水洗ということのようでございます。ほかの町内の公園関係で、水洗トイレ等がない箇所があります。

そこで、公園ということで、ちょっと関連で御質問でございますけれども、都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団ということでございます。あそこの地につきましては、現在、移動用のトイレがございます。私も、その会員の一人でございますけれども、あの地に水洗トイ

レができないものかどうか、ちょっと原田課長、お尋ねしたいと思います。

○文化課長（原田大介君）

古墳公園に水洗のトイレをできないかということですが、古墳公園のトイレにつきましては、昨年度までは賃借料で4月、5月と、それから3月の3カ月間、2カ年にわたって賃借しておりました。今年度になりまして、一応、簡易トイレでございますが、常設のトイレということで年間、購入させていただきまして、設置させていただいたところです。

古墳公園は、私も地元で、皆さんの御協力で管理にお手伝いいただいておりますが、常々、上水は、あそこの地には必要かと考えております。ですので、古墳公園のトイレにつきましても、前向きに検討していきたいと思います。

○4番（碓 勝征君）

町内の公園ということで、やはり、あの地につきましては、奉仕団なり、シルバー人材センターとか、いろいろ関連をした皆さんが出入りをされておるということでございますし、町道御領坊所線のほうにも恐らく下水と上水道のあれが通っておるといふふうに理解しておりますので、ぜひ前向きで検討いただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

今までのいろいろ議論されておりますが、6ページ、繰入金のところ、ふるさと寄附金基金繰入金と書いてありますが、これは寄附金ですか、税金ですか。ふるさと納税で納められたのは税金なのか、寄附金なのか、どちらか、ちょっと確認をしたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねの、ふるさと寄附金が寄附金なのか、税金なのかということでございますけれども、これは寄附金でございます。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

そうすると、町外から寄附金として納められた、税金じゃなくて、寄附金として納められたのも同じ対象になるわけですか。寄附金であると、特別会計になると思っておりますが、いかがですか。

○財政課長（高島浩介君）

済みません。関連でございますので。

こちらにつきましては、特別会計と申しますか、今、ふるさと納税という名目で他の市町から上峰町に寄附をされております。その名称としましては、ふるさと納税ということで、寄附をされた方が税の控除を受けておられるということで、うちのほうに入ってくる時には寄附金という形で入ってまいりまして、それをまち・ひと・しごと創生室のほうで寄附金

基金のほうに積み立てをいたしております。

こちらにつきましてはの6,030千円というのは、その上峰町の寄附金基金のほうに積み立てたお金を内部的に一般会計のほうに基金から繰り入れて、これで申しますと、先ほどの年賀状の発送ですかね、そこら辺あたりの委託料として使うということで、内部的に上峰町のふるさと寄附金基金の中から上峰町の一般会計のほうに繰り入れをいたしているというような形になっているかと思えます。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

税の控除の対象には、今までも寄附金になっていたと思うんですが、ただ、寄附金扱いたした場合に、基金繰り入れでなく特別会計で処理すべきじゃなかったかなと思っておりませんが、いかがですか。

○財政課長（高島浩介君）

今お尋ねのお話は、基金が入ってきた場合に特別会計の設置をというお話かと思えますが、特段、ふるさと寄附金が入ってまいりまして、法的にも特別会計を必ず設置するというふうな形にはなっていないかと思えます。

それと、性質上、例えば、国民健康保険、ほかの特別会計もございしますが、そちらにつきましては、一般会計のほうから、例えば、医療費等に繰り入れを行いまして、特別会計の中で処理をするというような形になっております。こちらの寄附金の基金につきましては、特別会計というか、必要な分のお金を基金から一般会計に繰り入れていく。逆に、一般会計で、例えば、充当を行うというようなお金を基金の中から入れているというところで、特別会計の中で完結するような性質のものではないというところで、特別会計の設置はされていないものと思っております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

そうすると、ふるさと納税以外で寄附金を、納税の対象じゃなく寄附をされた方、例えば、町外の人が200千円か300千円、500千円と。それも、この基金繰り入れに入れるわけですか。特別会計じゃなくて。

○財政課長（高島浩介君）

その基金につきましては、総務寄附金ということで、ふるさと納税関係でない基金については別にもう一般会計の中に入ってきております。基金のほうとしては、特別、特別会計等はずくっておりません。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

そうすると、今いろいろ議論をされておりましたけれども、名目をつけて、何に使ってく

ださいという寄附金と、ただ何もない寄附金と、いろいろありますね。例えば、金額ではなくて、物品なんかも今までありましたけれども、そういうお金は全部、特別会計になっていたはずと思うんですが、いかがですかね。

○財政課長（高島浩介君）

一応、目的のあるものとして、今までの寄附金は教育寄附金あたりは、そういう形で入ってきておるかと思いますが、そこについても特別会計というのはつくっておられないかと思っています。

ただ、基金としては、基金条例、このふるさと納税につきましても寄附金の基金条例というのはつくってございます。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

そうすると、このふるさと納税に関しては、もう寄附金として認定していいわけですね。はい、わかりました。

次ですが、もう1件、いいですかね。

ページ数の17ページ、町内発掘の委託料の件ですが、ここに、説明の欄に空中写真撮影委託料と、119千円ありますが、これはずっと委託を続けなくて、今からは、皆さん御存じのように、ドローンというのがあります。ドローンの活用によって、いろんな活動ができると思いますので、これは文化課以外にも活用ができる問題ですので、ぜひ、この委託せんで、もう町のほうで購入して、いろいろ活用されたほうがいいと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

空中写真の件でございます。

実は、私ども、遺跡を広範囲に撮影するたび、これまでずっと委託をやってまいりました。今回、認定こども園さんと、それから先ほど申しましたふるさと学館の南側の畑の部分の調査についても予算を計上させてもらっております。

実際、上げるだけの余裕があるかどうかというのは、ちょっと別ですが、個人的にドローンを購入いたしまして、認定こども園の分につきましては試験的に写真を撮らせてもらって、多分、ドローンで対応できるのではないかと考えているところでございます。

今、業務用のドローンが本体が、性能のいいのであれば500千円ぐらい出せばありそうです。それとあと、飛ばせる資格といいますか、検定の級が、ドローン協会のほうで検定試験みたいなのを実施されておりますので、そういったことをクリアした上で、導入に向けて検討していきたいと思います。

○6番（井上正宣君）

このドローンについては、私もNHKあたりのニュースを見て、いろんなものに活躍して

いるようでございます。例えば、熊本の震災の事故、それから北海道の水害、いろんな空中撮影をしたり、孤立した場所に荷物を運んだり。ことしの県の農業まつりでしたか、ドローンが展示されてありましたが、約30キロぐらいの重さまで持ち上げて運ぶことができる。もうさまざまで、小さいものから大きいものまでいろいろあるそうですが、そういったものが今後、上峰町のいろいろ、広報あたりのPRにも空中から撮影したり、いろんなところとの連絡関係に使ったり、いろんなことができると思いますので、ぜひ、委託料を払わなくても済むようにですね。もう、この委託料、5回ぐらい払うと1台購入できるわけですね。

そういうことで、ぜひ、こういう購入の方向でも考えていただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ただいまおっしゃっていただきましたように、空中での撮影というものは、発掘調査以外にも、税務情報、税務課の中でも必要とされるときもあつたと記憶していますし、また、動画の撮影等でも必要とされるものだと思いますので、ただいま担当課長申されましたように、検討していきたいと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、13ページの衛生費の目の3. 塵芥処理費が1,600千円ほど減額になっておりますが、その中身をお知らせください。

それと、よろしければ、今現在、処理場関係が鳥栖市真木町に移転をしてという話で今進んでいるかと思っておりますので、その後の進捗状況をよければお聞かせいただきたいと思っております。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質問でございます。

衛生費の中の塵芥処理費、その中で減額の1,646千円というふうでございます。この分につきましては、先ほど来、議員おっしゃいましたとおり、今回、東部ブロック協議という形で、議員の皆様にも全協の中でもお知らせをしたところでございますが、今回、神崎市、吉野ヶ里町が東部ブロックとして、1市2町の西部ブロックと一緒にごみ処理をやるということで決定をしたところでございます。その分、まず、ちょっと予算面から入りますけど、その減額は、一応、もう一緒に広域でやりますということによります事務費、事務委託、まずは事務委託という形をとっておりますので、三養基西部環境施設組合のほうへ脊振塵芥組合のほうで今度の広域のごみ処理場の建設に関しての、まだ一部事務組合を立ち上げることができませんので、その間の事務委託ということで事務を委託されましたので、そういった事務委託費がもう早々に入ってまいりましたものですから、その分での還元があつております。それがもう、第2期目の7月支払い分から減額になっておりまして、その分が減額分の

1,646千円がもう還元されたという金額でございます。その分を減額補正をさせていただいておるところでございます。まず、予算については以上でございます。

進捗の状況でございます。進捗の状況は、今、東部ブロック協議が一応、協議が大体おさまりまして、そして、今、先ほどから言いましたように、一部事務組合の設置というのが平成30年1月を予定しております。平成30年1月に予定をしております、その間は協議会への委託という形で、三養基西部広域のほうに、まず委託をしていただくということで了解を得ておるところでございます。当然、その中で協議会のメンバーといたしましては、幹事会の構成メンバーとして、担当課長及び副市町長がメンバーとして設置をされております。その上に、決定権がございます各首長会、それが実質上の協議会でございます。その協議会を設置しているところでございます。今、その協議会の中でも進捗という形になってくると思っています。

その協議会の中での進捗状況をちょっと、済みません、時間をいただいて申しわけございませんが、進捗の中身は、実際、今度、2市3町という形が当然とられてまいりますので、覚書を交わすということになってまいります。その覚書等々に向かって、覚書の内容精査等を今現在やっているところでございます。その中には、当然にして、建設費負担金の問題、それとか管理運営費の今後の問題とか、建設協力金の問題とか、そういったところの負担割合については、今、3つ言いましたけど、上の2つに関しましては大体、協議が調ったところでございます。しかしながら、3番目の建設協力金、要するに、それにつきましては、今から、その協議的には、ちょっと、今後もう少し詰めが必要という形になってまいりますので、その辺が調いましたところで、また全員協議会等に御提案を差し上げて、お示しをしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

先ほどの説明、わかりました。

次に、15ページお願いします。

15ページの土木費の目の2. 公園費の中の15節. 工事請負費の中で、鎮西山看板設置工事というのが上がっておりますが、これはどういうふうな看板を考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねございました、鎮西山の看板設置工事の件でございますけれども、1つには、山頂のところに展望図といいましょうか、山頂から見たときの景色を模写したような看板があると思っておりますが、それが経年変化で大分傷んでおりますので、それを今回、補修をかけたいというふうに思っております。

それから、さきの議会、6月の議会でも御説明をしたと思っておりますが、北側の登り口のところの案内板が損壊しまして、一旦除去をしております。ですから、そこを新設したいという

ふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

北側の入り口、東脊振境のところに入ってくる、あの入り口ということですかね。——ああ。

実は、私が常々、個人的に思いよったのが、せっかく鎮西山へ案内する看板をすれば、ただ四角い看板じゃなくて、もう少しインパクトのある看板をすれば目立って、皆さんが、おお、行きたいなという気持ちにさせるようなやつがいいんじゃないかなろうかというふう

に常々思っていました。

例えば、私の私案ですが、言わせてもらいますと、あそこは鎮西八郎為朝が居城を置いた山だということでの伝説と申しますか、言い伝えがございます。ですから、私は、仮に、源為朝が弓を引いた形の看板とか、そういうふうなやつでも設置していただければ、目にもつくし、皆さん関心持っていただけるんじゃないかなろうかというふうなことを常々思っております。

ですから、今回、この看板設置が計上されておりますものですから、できるならば、その辺のインパクトのあるデザインの看板を、今の北から入ってくる、それと今度、南から入ってくる、余り目立たんすもんね、はっきり言って。ですから、そういうふうなことで、よりインパクトのあるデザインの看板を設置してもらえたらなというふう

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

今後、今回予算をいただきまして、御承認いただいた場合には、それから発注をかけるけれども、業者のほうとも打ち合わせをして、なるべくインパクトのあるような看板の設置を図っていきたいと思っております。

また、実は、地方創生加速化交付金を活用した事業ですね、情報発信拠点づくり事業、こちらのほうでも鎮西山の活用について、今、意見交換等々やっております、その中で、やはり議員おっしゃったような伝説と申すでしょうか、そういった歴史に基づいたようなPRというのを考えていく必要があるというふうな御意見をいただいておりますので、そういったものを踏まえて取り組んでいきたいというふう

に思っております。

以上でございます。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

1つ伺います、9ページの企画費の中に、地域づくり補助金10,000千円が計上されておりますけれども、中身について、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

（「主なもので結構です」と呼ぶ者あり）はい。

お尋ねございました地域づくり補助金でございますけれども、そのすぐ上のほうに委託料としてタウンプロモーション業務委託料として10,000千円の減額ということで、こちらのほうからの振りかえとなっております。

この事業は、町内の各団体等が行います地域づくりの事業であるとか、あるいは町のPRにつながるような事業に対して補助金を出すというようなことを考えておまして、当初、当方のマンパワーの不足等もちょっと懸念がありましたので、業者に委託して、そこで公募を行うことで実施をしていきたいと思っておりましたが、ふるさと納税の委託も順調にできまして、直営でも実施可能というふうに判断をしましたので、今回、補助金のほうに補正をお願いしている次第でございますけれども、この補正について承諾いただいた際には、議会終了後、そういう団体等に対して公募をかけて、補助金を交付を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

すると、これはソフト事業が主な対象になるわけですね。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

補助金の交付要綱をほぼほぼ策定を終えておりますが、その中では、ソフト事業は当然ですが、ハード事業も含めて、なるだけ使い勝手がいいような、住民の方のニーズを満たすことができるような設計にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

以前から同僚議員のほうからも、いろいろ一般質問なりあってございましたけれども、防災の面からいって、上峰町内の地点の海拔の高さですね、その表示をどの予算から出されるのか、この地域づくりの補助金の中からも結構かなと思っておりましたので、質問したわけですが、そういった予算の出どころは、担当はどこが所管でしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

一般質問の中でも、吉田議員さんのほうから海拔表示の看板設置ということでお話がっております。私、その中で答弁したものが、当初予算で避難所の案内看板の設置ということで、皆様方から当初予算のほうで一応決議もらっている予算がございますので、その中で今回、海拔案内といいますか、海拔の表示の看板も、ちょっと設置の方向で考えているところでございます。

○6番（井上正宣君）

私が考えておるのは、その一つ一つの看板の標識というか、そういうのもいいんですが、

金のかからないようにするには、こういう役場等の公共物の柱に塗装をして、ここが何メートルですよというような、目につきやすいようなところに表示していただくと、いざ災害があったときでも非常に効率的に皆さん動いてくれるんじゃないかと。その点、いかがでしょうか。公共施設はかなりありますが、中学校なり、体育館なり、いろいろ施設もありますから、そこに塗装して、ちょっと、ここが何メートルですよと表示するだけでも、かなり違うと思うんです。その辺をどういうふうにお考えになるのか。

○総務課長（江崎文男君）

ただいまの提案につきまして、私も今、井上議員さんから、そういうふうな提案されて、なるほどなと思っていますところ。

先ほども申し上げましたとおり、看板設置というところでいたしますけれども、先ほど言われるような形での公共施設への明示等も考えながら、防災関係につきましては総務課のほうでしてまいりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

18ページ、款の15の6、目の3. 学校給食費、備品購入の550千円ですけど、御飯のおひつということで説明があっておりました。これについては、代替給食の業者さんが自分とこの保温機能のついたおひつを使われていたと、で、今現在、あそこのセンター再開して、町で保有している分は保温機能がないということもあって、余計に冷たく感じる部分もあったんじゃないかなというふうに思います。そんな中で、550千円ということで予算をつけていただいているということはありがたいことだなというふうに思うんですが、それ、ちょっと関連なんですけど、代替給食を行って、今、センター再開ということになっていますけど、ここで給食費の差額というのが出ていると思うんですよ。そのあたりの返金の作業ですね、完了したのかどうかということで、ちょっと関連でお伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今、原田議員からは、代替給食をした3日間の給食費についての手続についてお尋ねをいただいております。

こちらについては、在校生については次の年度での調整が終わりました。今現在、卒業生に対して、御案内できるところは現金還付でという手続をしました。あと、振り込みだと手数料がかかりますので、そこについて調整をしながら、今作業を進めているところでございます。

方法としては、現金で還付するか、口座への振り込みにするかということで、しばらく調整をしているところでございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

もう大分、時間もたっていますので、そこは早急にやっていただきたいとお願いをさせていただきます。

それから、済みません。続けてですけど、16ページ、款の10. 項の1. 目の6. 施設整備費、先ほどもトイレの話等出ましたけど、学校関係で言えば、いろんな改修なり補修というのがいろいろ多く、これからやっていくべきところというのがあると思いますが、教育委員会として、そのあたりの優先順位というのはつけられているのかどうかということと、ちょっとこれは関連なんですけど、一般質問で通告で終わってしまいました中学校の排水対策、優先順位つけられているということであれば、どのあたりの位置づけにあるか、今後の考え方というところでお尋ねをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、今回、修繕等出ております。本来、大規模改修とか、そういうところでいろいろと取り組むこともあると思っております。以前、大規模改修というところで計画の作成についても協議をしておりましたが、現在、中断をしております。

施設の中では、まず構造物、今回のような屋根、陸屋根の改修、原形復旧ですね、それから、中で言うとトイレの改修、そういう項目について補助事業等もございますので、また計画をつくるということで、内部では、それぞれについては計画を今進めているところでございます。優先順位については、また協議を進めながら取り組んでいきたいというふうに考えます。

また、一般質問の通告でしていただいております中学校のグラウンドの排水の件ですけど、これは原因は、グラウンドの中に排水用のパイプが通っております。それが校舎の南側の木、大きな木がメタセコイヤという、ヒノキ科の木なんですけど、あれが物すごく成長を今しておりますして、現在、大きな根っこが下にあります。その根っこが地中のパイプを押し曲げて、排水不良になっているところがあります。グラウンドの排水については、その抜本的な対策をとということで、今回、計画をつくる予算をいただいております、グラウンドの利用方法も考えながら、どこに排水管を入れたらベストなのかというのをことし計画をつくりまして、来年、工事について提案をさせていただければということで、今準備をしております。

また、自転車のほうの置き場ははらってございました。これについては、先日、現場のほうを確認したところ、中学校の校舎の周辺に側溝があって、側溝はきれいに清掃しておったんですが、最後の最後で土管のところ詰まっていたというのがわかりました。土管の中の泥を全て取ることによって排水を確保できていると思っております。先日から雨につきましては、きれいに排水をしておりますので、自転車置き場については、今後、また見守っていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

関連ですけれども、もう大分以前に、私が駐輪場の周辺の排水はお伝えしたように、早急にやってもらわないと、皆さん方が革靴で行たて中学生におんぶされて渡ったりなんかしたら問題になりますから、できるだけ早く処理して、子供たちのためにも頑張ってほしいと思います。よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。引き続き対応してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○8番（大川隆城君）

給食費関係で、1つだけお尋ねしたいと思います。

昨日、同僚議員の質問の中で、次年度、新年度の4月から給食費が無料化へということで御答弁がありました。方向性をお示しいただきました。その中で、町内居住者で町外の学校に通う子供たちにも給食費を、上峰の小・中学校に行く生徒と同等の金額を補助するというお話があったと思います。

私がそれをお聞きして、いろいろ自分なりに考えたときに、例えば、今、中学生が4千円ですかね、月に。それくらいの、ちょっと給食費が無料になるということになるわけですね。そうすると、例えば、町外の学校に行っている人がその給食費が5千円か幾らか出しているとする。そうすると、町内と同等の額、4千円を補助するといったら、1千円か2千円か、それくらい負担すればよろしいという格好になるわけですね。

そうすると、私が逆に考えたのが、それくらいの負担でいいなら、やっぱり、もっと自分の望む学校に行きたいなということで、町外の学校を望む子供がふえてきはせんかなというふうなことを、ちょっと思ったわけなんです、その辺のことで、いま一度、教育長の見解といいますか、給食費無料化に関しての辺をいま一度お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

いろいろと御配慮いただき、ありがとうございます。

確かに、校区外という、そういう制度はありますけれども、これは理由があって、例えば、上峰のほかの中学校に通っていたけど、上峰にお住まいを建てられた、でも、学期途中だから、ちょっと、もとの学校に通わせてください、校区外申請という許可をいただいて、それはいいですよということになります。だから、本来、義務教育は親がおられるところで受け

ていただくということになってくるわけですので、よほど理由があられる方が校区外通学をしていただくということになります。

それからまた、進路の選択で、国立の小学校に行きたい、県立の中学校に行きたいという方もおられましょう。そういう方につきましては、義務教育は保護者が責任を持って受けさせていただくわけですので、それはもう子供の意見と保護者の意見でしていただきますので、上峰の教育委員会が、いや、上峰に来てくださいというわけにはいきません。上峰にお住まいでございますので、その分の給食費につきましては考えさせていただきます。

このことにつきましては、近隣のところと一応、お伺いいたしまして、そういうふうな形をとっておられるようですので、上峰もそのようにさせていただけたらというふうに考えているところでございまして、校区外通学というのは、誰でも、どこでも、いつでもということではございませんので、双方の教育委員会で話し合いをした上で結果的に決まるものでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、たしか、きのうも同じような御説明いただきましたが、何と申しますか、ちょっと間違っておいたら間違っていると言ってもらって結構ですが、私の解釈では、例えば、町外の学校に行きたい、自分が将来これが目的であると、だから、さっき言われたように、それに沿った学校にぜひ行きたいということで、町外のところに行かれる、それは自分が希望されて行かれるということになれば、いろんな、例えば、補助とかあるぞとかなんとか関係なしに、そういうことは関係なくても私は行きたいということで行かれるだろうと思うわけですよ。じゃ、そこまで、やっぱり追いかけてきた、変な言い方ですが、せんといかんかなという、ちょっとした疑問がですね、私個人としては湧くわけですが、そういうふうなことはいかがでしょうかね。それこそ、前提として、子育て支援と言われれば、まあ、ということもあります。まだ、私自身、そういう疑問がちょっと残っていますものですから、納得をさせてもらいたく、まだもう一回、説明をお願いしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

いろいろとお考えになることは、もっともしごくなことでございます。

例えば、ここの近くであれば、福教大附属久留米という小学校もございまして、中学校もございまして、そこに行きたいという方は、絶対ないというわけではございません。それは、保護者、子供の義務教育を受けるということについては、何ら変わりはないわけなんです。ただ、上峰にお住まいで、税金等もきちっと納めておられる、そういうことの子供さんですので、じゃ、上峰に住んで、上峰の小学校、中学校で学ぶ子供と、それはどこが違いますかと、ただ進学先が少し違うけれども、上峰に定住して、人口はきちっと減らさない、人口減少対策、少子化対策ということにおいては、私はいいことではないかと思っております。

ただ、進路を子供と親がどこをとられるかということは、教育委員会としてとめることはできないと思っておりますので、この点については、補助について、できるならば、させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

関連ですけれども、今、教育長のほうからお話しいただいておりますが、例えば、香楠中学に行っている子はかなりおります。そうすると、向こうの給食費と上峰の給食費が差があった場合、向こうが高かった場合は、その分も全額無料化なら、向こうの金額で支払うようにされますか。

○教育長（矢動丸壽之君）

どうもありがとうございます。

そのことにつきましては、昨日、少し触れさせていただいたと思っておりますけれども、一応、上峰の給食費を上限として無料化に協力していただきたいと思います。先方が例えば、6千円で、うちが5千円だったら、うちの上限は5千円ですから、5千円までという形でということできのう、ちょっとお話しさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

給食費無料化は質疑の範囲を越えていますので、注意いたします。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第38号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5．議案審議。

議案第38号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

1点だけお尋ねをします。

3ページの歳入の繰越金のところですが、説明には前年度繰越金と説明書きされておりますが、その目と節のところ、その他の繰越金という表示がありますが、繰越金の中で、その他の繰越金というのは、どういうものがその他の繰越金に当たるのか、ちょっと教えてい

ただきたいと思えます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

私のほうから説明させていただきます。

歳入関連におきます名称におきまして、繰越金という款がございます。その中に、項、繰越金、そしてその他繰越金という形で編成をされております。その他以外の繰越金、じゃ、何があるという問いかけなのかなというふうに思っておりますけれども、これは、その他ということで前年度という形になっておりますけれども、もちろん、このほかにも繰越金といたしまして、こっちは精算という形で今回、前年度分という形でしておりますけれども、例えば、国庫でいただきます療養給付費の負担金等々が入ってきた場合に、それがちょっと前年度の繰り越しで来たりする場合もあるわけでございまして、そういった場合につきましては、療養給付費の国庫繰越金というような表現がなされたりとかいう場合もあり得ようかと思えます。これは、ちょっと名称におけるところでのありようでございますので、そういった形で御容赦いただければというふうに思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第39号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6．議案審議。

議案第39号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第40号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7．議案審議。

議案第40号 平成28年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第41号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8. 議案審議。

議案第41号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第9に入る前に、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号は、それぞれ決算認定の件であります。5議案につきまして一括審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、5議案につきましては一括審議といたします。

日程第9～第13 議案第42号～議案第46号

○議長（寺崎太彦君）

審議に入る前に、監査委員による平成27年度各種会計決算審査報告を求めます。

○監査委員（吉田 豊君）

皆さん、こんにちは。

それでは、私のほうから、決算審査の意見書を申し上げます。

平成27年度各種会計決算審査の報告。

上峰町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書1ページをごらんください。

平成27年度歳入歳出決算審査の概要

1. 決算審査の対象

- (1) 平成27年度上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成27年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期日

平成28年7月27日から8月3日まで（実質5日間）

3. 審査の総括意見

- (1) 平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。
- (2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3) 決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.61で前年から0.01ポイント上昇している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度97.5%、本年度89.7%であり7.8ポイント低下している。この要因としては、地方交付税及び町債の増収が挙げられるが、依然として厳しい状況が続いており、今後もこの点を充分認識してその改善に努力しなければならない。

実質公債費比率の早期健全化基準は、25%となっており、本町の場合は、前年度17.3%、本年度15.3%で2.0ポイント低下（272ページで訂正）しており、一定の改善がなされている。今後も、公債費の割合は微減していく見込みであるが、これまで同様に行財政改革の取組みを継続していくことが必要である。

あとのページについてはお目通しをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま、吉田豊監査委員より平成27年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。

質疑の途中ではございますが、日程第9から日程第13までの各種決算認定につきましては、委員会条例第4条の規定により、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審議とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第46号までの各種決算認定については、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました決算特別委員会につきましては、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君を選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君が選任されました。

皆様の御協力を重ねてお願い申し上げます。

ただいま委員長に選任されました原田希委員長は、登壇していただき、御挨拶をお願いいたします。

○決算特別委員長（原田 希君）

皆さん、こんにちは。

ただいま議長のほうより御紹介いただきました、決算特別委員会委員長に御指名いただきました原田希でございます。

昨年に引き続きまして委員長に御指名いただきました中で、ただいま監査委員の方より御報告がありましたとおり、経常収支比率は89.7%、実質公債費比率は15.3%（273ページで訂正）となっており、まだまだ厳しい財政状況でございます。

議員の皆様におかれましては、慎重に審議をしていただきまして、中身の濃い決算特別委員会にしたいというふうに思っておりますので、御協力方、よろしくをお願いいたします。

なお、執行部の皆様方にも、ぜひとも答弁はスムーズにできるようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

ありがとうございました。

日程第14 議案第47号

○議長（寺崎太彦君）

日程第14. 議案審議。

議案第47号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

この選任に当たっては、教育委員としての選考基準というのがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

選任の提案は私のほうがしておりますので、私から申し上げますが、この兩者につきましては、高校の教諭の経験と大学教授の経験がおありの方でございます。再度提案させていただいているわけでございますけれども、再任の提案でございますが、先日、議員も、釈迦に

説法でございますが、御案内のとおり、中教審の次期指導要領ができて、中身は、小5からの英語の教科化であったり、聞く、話す中心の外国語活動、3年に前倒ししたり、何を学ぶかということではなく、どのようにして学ぶか、何ができるようになるかというアクティブラーニングであったり、プログラミング授業を全ての科目に必修化していくということであったり、本町は18歳以上の選挙の投票率も高かったわけですが、政治、選挙、公共という授業が加わるということでございます。

ただいま、高校と大学も、この指導要領に基づいて大きく再編がされている、特に高校の科目は大幅再編がされる予定でございます、その知見を持った方にあわせて義務教育どうあるべきかという視点と、また、大学につきましても、大学変革の時期でございますし、特に聞く、話すを中心とした英語の授業についての知見については、馬場委員、しっかり御提案をいただいているということでございますので、ここで再任を提案させていただいているところでございます。

○6番（井上正宣君）

皆さんも、いろいろお考えかと思いますが、教育委員さんについては選任事項でございますが、元、上峰町剣道連盟の会長、合瀬先生がかねがね申し上げられていたのは、らしくなれと、いろんな役職になって、いろんな立場になろうと、それらしくなれと、なるのは簡単だけど、らしくなるのは難しいぞというように言われておりました。

今の教育委員さんを見ていると、中には挨拶も全然、そういうされない人もおるし、本当に子供たちの手本になる人たちが委員さんであるのかなと疑問を持つところもあります。そういうところを改善してもらわないと、本当に教育委員として適切かどうかというのは疑問に思っておりますので、そこら辺はいかがですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ありがとうございます。

かねてから井上議員からは、私も含めまして、らしくあれというふうにもいろいろと御指導いただいております。私も努めまして、教育委員会などにおいては、そういうことで、お互いに、それらしく頑張っていきましょうということで、励ましてか、一生懸命な取り組みもうということしております。

今後とも、その気概を持ってやっていきたいと思いますが、至らないところがもしありましたら、また御指導いただければと思います。

今後、しっかりとやって、上峰町の教育、これは義務制だけではありません。幼稚園、小さい子供さん、幼児から、それから御高齢の皆さん方までの教育でございます、その方面に向かって真剣に取り組んでいく所存でございますので、よろしく願いいたします。御指導、よろしく願いしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

任期を教えてくださいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

この任期につきましては、平成26年の6月に地教行法が公布され、27年4月からの施行になりまして、その前年の7月に文科省初等局から通知が出まして、4年間の任期であるけれども、27年から31年の、この4年間においては、委員さんが一気に交代されるということがないように経過措置をとることが認められております。

したがって、このお二人さんが、通常、10月で交代となりますと、ほかの委員さんとの整合性もできかねますので、年、大体1名か2名で交代するよにということになっておりますので、任期につきましては、時津委員におかれましては平成28年10月14日から32年3月31日までの3年と5カ月という形になります。それから、馬場紘彦委員におかれましては、28年10月27日から32年3月31日という形で、この2名さんが32年3月31日、2人交代されていく。今後、3月31日付で委員さんたちがかわっていかれるというふうなシステムを構築していっているところでございます。御理解いただければと思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

お尋ねでございますが、非常に教育委員の皆さんは優秀な方ばかりだと私は認識をしておりますが、規則か何かで年齢制限というのはお決めになっておられるのか。健康であれば年齢制限はないのか、お尋ねをいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

年齢につきましては、はっきりとして何歳ということは設けておりません。ただ、そうですね、もう私も70を超えていますから、何といたしましょうか、とにかく年齢が何歳であればと、任期のときにですね、交代のとき何歳ということは決めておりません。皆さん、まだ70代のところでございますので、再任をお願いしているというところでございます。

○7番（吉富 隆君）

例えば、80歳まで、規則あたりで縛ることは考えておられませんか。

○教育長（矢動丸壽之君）

その年齢が80でというか、そこまでの間で、何といたしましょうか、再任の時期が来ておけば、4年間の間ということで80を超えることもあろうかと思っておりますけれども、しかし、この高齢化社会においては、御高齢になられても、非常にかくしゃくとして、御意見、立派な意見を持っておられる方もおられますので、年齢だけでということは、ちょっと難しいかなと思っております。

そういうことにつきましては、今、委員さんたちから御意見いただきましたので、近隣の委員さんの様子なども、ちょっと聞かせていただいておりますが、そういうことで一応、今現在は何歳までということは、今、教育委員会としてはつくっていませんでした。今後、必要となれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第48号

○議長（寺崎太彦君）

日程第15. 議案審議。

議案第48号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議事の都合によって9月15日は休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、9月15日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時8分 散会